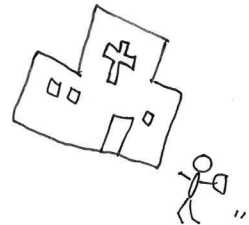


任意継続制度とは。。。



いつも お世話になっております。

今回は、健康保険の《任意継続》制度についてご紹介いたします。

会社を退職された方の健康保険の加入には、

① 家族の被扶養者となる ② 国民健康保険に加入する ③ 任意継続被保険者となる
の3つの方法があり、このうち《任意継続》とは(個人の希望により、引き続き
被保険者となる制度です(注:退職前に2ヶ月以上、被保険者期間があることが必要))

① 家族の被扶養者になる を選択された場合、個人に保険料はかかりません。

それでは、② 国民健康保険に加入する を選んだ場合と③ 任意継続被保険者とな
るを選んだ場合の違いは どうでしょうか？

	② 国民健康保険に加入	③ 任意継続被保険者
保険料	前年度の収入・資産などによって決定 (市区町村によって計算方法も異なる)	元来の2倍 (上限:月額 28,056円、 介護保険料なしの場合)

このように 任意継続被保険者となった場合の保険料の計算は簡単ですが、
国民健康保険に加入される場合は 大変複雑になっており、お住まいの市区町村で
確認していただくなければ 正確には分かりません。

任意継続は 必ず退職日の翌日から20日以内に ご本人様より 住所地のある
健康保険協会へ届出をしていただく必要があります。そのため、スムーズな手続きのために
市役所で 事前に確認していただくことが大切になります。

役所に限らず、身近な公共機関は フットワーク軽く利用していくことが快適な
国民生活の第一歩 〇〇 かもしれませんね!!